

条例制定の根拠等		「はじめに条例策定ありき」の議論で良いのか。そもそも「条例」を新たに策定する必要性の根拠がほとんど示されていない。とりわけ、この「人権施策」については、すでに「推進指針」が県にも市にもあり、これまで両者はこれに基づいて施策を策定・推進していくとの基本姿勢を表明されてきていると認識している。なぜ新たな「条例」の策定が必要なのかが明確にならないまま、「審議会」に諮問されたようにしか見えない。 5月8日の説明や資料では、具体的意見の表明は難しい。検討用の資料をご提示いただき、条例制定に対する「趣旨」及び「合理的理由」を「再確認」し、皆で議論していけたら良いと思う。
条例制定への意見（賛成意見）		指針はありますが、条例も必要と思う。 条例を考えていく上で、どこまで強制力をもった内容にしたらいかがい悩みますが、既に入権指針があるので、よりよい街づくりを進めるための理念条例でよいのではないかと思います。 策定することにつき反対意見無し。 市民が自分らしく安心して暮らすことのできる様々な取り組みを恒久的に行うための条例であり、条例が具体的な施策につながっていると市民が実感できるようにしていくことが求められるように思う。 市民の暮らしや地域社会の発展のための理念条例が良いのではないかと思います。 日本国憲法や世界人権宣言、SDGsの理念のもと「お互いを認め尊重する社会」の実現のため条例を制定することに賛成。 制定する際は、日本国憲法に明記されている人権に関する基本原則や理念を高らかに謳う「理念的な条例」にすると同時に、地方自治研究機構RILGに掲載されている「人権の尊重と差別の解消に関する条例」の前例を参考に、規則が明確にされるべきと考える。また、地方自治だけでなく世界的な人権への高まり(世界人権宣言等)についても目を向け、「人権」「多様性」といったキーワードと共に検討してもよいと思う。
記載項目に関すること	差別禁止	差別を禁止する規定が必要。 ・理念条例であっても、差別を禁止する規定が必要。 いかなる理由があっても、人権を侵害する行為は禁止します。 不当な差別やいじめ・虐待・セクシャルハラスメント・プライバシーの侵害など人権を侵害する行為をしてはならない。 不当な差別や暴力の禁止とともに、お互いの多様性を認め合い、支え合う社会をつくる。（不当な差別の中に「出身」を含む） 他県の条例にある、責務(市・市民・事業者・学校等)や人権侵害行為の禁止などは盛り込むと良いようにも思う。人権侵害行為については、不当な差別的取り扱いと表記されている県もある。 他県の条例にある人権侵害行為の禁止は盛り込むと良いようにも思う。
	責務	他県の条例にある責務(市・市民・事業者・学校等)は盛り込むと良いようにも思う。 責務規定 ・市長の責務、市の責務、市民の責務、事業者の責務 条例に盛り込むべき内容：市の責務、市民・事業者の役割 条例に各主体の「責務」を記載するなら関係者の意見を聴取し慎重に議論する必要がある。
	同和問題	今日の人権問題は、民族・男女・障害者・高齢者と色々とあり、どれも大事ですが、同和問題は現在も根付いている。 条例には部落出身者、被差別部落（同和地区）に対する差別解消を明確に位置付けること（部落差別解消推進法を踏まえる） 人権問題の中で、特に同和問題・部落差別政治によって作られた。
	インターネット	インターネット上の差別解消に向けた取り組みを位置付けること。 ・特に「同和地区の識別情報の摘示」、差別身元調査、土地差別の行為は、条例で禁止してほしい。 インターネットによる誹謗中傷についても現代的な問題ではないかと思う。
	外国人	条例を制定する場合、日本人だけではなく、在留外国人も対象に入れて欲しい。 日本人が無意識のうちに彼らに差別感情を抱いていることを喚起するためにも、人権の尊重は外国人にも及ぶことを考えていただきたい。
	人権侵害行為を行った者に対する規定（指導、公表、罰則）	人権侵害行為を行った者に対する規定について策定されている県もあるが、宇部市は理念ベースと説明されていたので盛り込まない方針という認識で良いか。 条例は理念であり、罰則を定めない。
	指針	指針を条例内で位置づけると指針がさらに活きるのではないかと考える。 宇部市人権教育・啓発推進指針 4「分野別人権教育・啓発の推進」（P 12～）に記載されている個別・具体的人権課題は記載しなくても良いと思われる。※理由：具体的な施策は上記指針に則り実施する。
	教育・啓発	学校教育における人権教育の体制強化と充実が必要 条例に盛り込むべき内容：啓発 早期解決するには、教育・啓発を進める必要がある。
	相談体制、被害者救済	人権侵害の相談体制の充実、人権侵害の被害者救済 ・意識調査結果でも、人権侵害を受けた市民が市へ相談している数は少数。 ・隣保館や各ふれあいセンターに人権相談に対応できる職員配置が必要。 ・人権相談に対応できる職員の育成・研修の充実
	審議会等	人権施策推進審議会、宇部市人権教育・啓発推進指針、人権教育推進員協議会などの位置づけの整理と明記 条例に盛り込むべき内容：審議会、委任期間
他市町の条例		全国の先駆的な条例の学習が必要 ・例) 国立市立人権・平和条例、三重県包括的差別解消条例、倉吉市部落差別解消条例等 事務局から紹介された近年の「人権条例」の中では、東京都中野区、千葉県流山市、山梨県が参考になるのではないのでしょうか？
その他		定期的な人権意識・差別実態を把握する調査を規定 ・5年に一度など、定期的に入権意識調査を実施し、施策の効果測定・課題を確認。 「人権のまちづくり」のためには隣保館を活用することを明記。 条例に盛り込むべき内容：目的、定義 特定せず、大きなくくりのやり方もあると思う。 差別の現実を踏まえた当事者の視点を大事にした議論を進めること。 宇部市民にとって「人権施策」は大変重要な影響を及ぼす可能性の高い事柄です。ジェンダー等、世の中全体の動きが様々な「人権」についての認識が深化する方向で動いている。そのような中で「『差別』からのみ」人権問題を見ることは問題の本質を見誤ることにつながると、私は常々考えてきた。私たちの人権問題に対する姿勢の基本は「日本国憲法」であると考えている。そこから考えて、私たちの人権は十分に尊重されているのだろうかと振り返ってみることも必要なのではないか。 条例の制定で逆の差別が生まれないようにする。 様々な議論があると思うが、丁寧に時間をかけて審議できたら良い。 議論がまとまらないうちに拙速に審議会としての方向性を打ち出すのは避けたい。